

滋 障 福 第 5 2 3 号
令和5年(2023年)3月22日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業所等の行政手続きにおける
電子申請受付対象の拡大について

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年(2023年)2月10日付け滋障福第 206 号「変更届等の行政手続きにおける電子申請受付の試行運用の開始について」において、一部手続きの電子申請受付を開始したところです。

今回、別に通知した令和5年(2023年)3月22日付け滋障福第525号における実績報告書の提出について、電子申請手続きの対象としますので、別紙を御確認いただき、積極的な御活用をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 西川
[TEL:077-528-3544](tel:077-528-3544)
e-mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp

1. 対象事業所について（変更なし）

滋賀県障害福祉課が指定している以下の事業所

- ・ 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設（施設入所支援）
- ・ 地域移行支援、地域定着支援
- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※各健康福祉事務所（保健所）指定の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業は、現在対象外です。

2. 対象手続きについて（下線部を追加）

- ・ 変更届
- ・ 変更届、指定変更申請に係る事前審査 … 事業所移転、住居追加、従たる事業所の設置、定員増加（生活介護、就労継続支援A型・B型、施設入所支援に限る）
- ・ 体制届（介護給付費等算定/障害児（通所・入所）給付費に係る体制等に関する届出書）
- ・ 実績報告書

3. 申請方法について（変更なし）

滋賀県ホームページから、対象の手続きをクリックし、「Grafferスマート申請」のページにお進みください。

「電子申請（オンライン申請）について」（以下、滋賀県ホームページ掲載箇所）
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaiifukushi/329283.html>

4. 注意事項について

滋賀県ホームページ（上記3のURL）に、過去に発出した通知等を掲載しましたので、併せて御確認ください。